

## 県庁WAN運用管理委託業務契約書

兵庫県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 業務名 県庁WAN運用管理委託業務
- (2) 業務内容 県庁WAN運用管理委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと
- (3) 履行場所 兵庫県庁（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）、別途受託者が準備した兵庫県庁外の事務室 他（詳細は仕様書に記載のとおり）

### （処理方法）

第2条 乙は、この契約、別添仕様書及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、委託業務を履行するものとする。

### （労働者派遣法との関係）

第3条 甲乙双方とも、この契約に基づき、乙が行う委託業務の着手から成果物の納入に至るすべてにおいて、甲と乙との間に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定される派遣元と派遣先としてのいかなる関係も存在しないことを確認するものとする。

### （事業主の責任）

第4条 乙は、委託業務の遂行において、事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものとする。

- 2 乙は、委託業務に従事させる者（以下「委託業務従事者」という。）に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものとする。
- 3 乙は、乙の委託業務従事者に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令を行うものとする。

### （事業者の義務）

第5条 乙は、委託業務に関する責任者を配置し、委託業務従事者の指導監督、その他委託業務の履行に必要な作業にあたらせるものとする。

- 2 乙は、前項の責任者及び委託業務従事者に、委託業務の履行に必要な知識及び技術を習得させ、委託業務の履行に万全を期するものとする。

### （施設等）

第6条 甲は、乙が委託業務の遂行に要する施設、機器、事務用品及び消耗品等（以下「施設等」という。）を、仕様書に定める場合を除き、無償で乙に貸与するものとする。ただ

し、乙に専属する施設等は乙の負担とする。

- 2 乙は、甲の貸与する施設等を常に善良なる管理者としての注意を払って使用しなければならない。
- 3 乙は、甲の管理する庁舎及び施設のうち、甲が立入りを認めた場所以外の場所へ立ち入ってはならない。

(委託期間)

第7条 この契約に基づく委託業務の履行期間は、令和8年2月1日から令和13年1月31日までとする。

(委託料)

第8条 委託料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）とし、各会計年度における委託料の支払額は次のとおりとする。

- (1) 令和7年度 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）
- (2) 令和8年度 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）
- (3) 令和9年度 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）
- (4) 令和10年度 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）
- (5) 令和11年度 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）
- (6) 令和12年度 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）

(契約保証金)

第9条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、委託料の10分の1以上としなければならない。
  - 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
  - 4 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し誠実に履行した実績があり、本契約の締結までに甲が指定する誓約書を提出し、甲が認めた場合は前各項の規定に関わらず、契約保証金の納付を免除する。

(秘密の保持)

第10条 乙は、委託業務の処理に関して直接又は間接に知り得た秘密を他人に漏らし、又

は他の目的に使用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、甲から提供された資料、原票等（以下「資料等」という。）については、甲の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。また、委託業務の処理中においては、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、使用後は速やかに甲に返還するものとする。

#### （個人情報の保護）

第 11 条 乙は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

#### （セキュリティ対策）

第 12 条 乙は、委託業務における情報セキュリティ対策のために、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」及びその実施手順を守らなければならない。

- 2 甲は、乙又は乙の委託業務従事者が前項の規定に違反し甲に損害を与えたときは、損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、セキュリティ対策の実施状況確認のため、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又はセキュリティ対策に関して乙に改善を求めることができる。

#### （権利義務の譲渡等）

第 13 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### （再委託の禁止）

第 14 条 乙は、委託業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項における主体的部分とは、委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。
- 3 乙は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。
- 4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。
- 5 乙は、委託業務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。
- 6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

7 乙は、委託業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(内容の変更等)

第 15 条 甲は、必要に応じて、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。  
この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(著作権等の取扱い)

第 16 条 乙は、委託業務の処理に伴い著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。以下同じ。）、所有権及びその他の権利が生じたときは、甲に無償で譲渡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が従前から保有する著作権等の知的財産権が委託業務の成果であるプログラム等に含まれている場合は、著作権等の権利は乙に留保されるが、甲は、自らの業務のために必要な範囲において、使用权、改版權は制約を受けることなく、これを無償で使用及び改変等できるものとする。

3 乙は、甲に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

4 乙は、委託料の中から取得した物品のうち、この契約の対価として取得したもの以外で、履行期間終了後、備品として耐用年数をとどめているものは、甲に引き継ぐものとする。

(生成 AI の利用に関する保証)

第 17 条 乙は、委託業務を処理するに当たり、生成 AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、甲に対し、委託業務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

(生成 AI への入力及び出力結果)

第 18 条 乙は、委託業務を処理するに当たり、生成 AI を利用する場合には、委託業務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報生成 AI に入力してはならず、生成 AI の出力結果を確認して修正することなく成果物として甲に提出してはならない。

(報告等)

第 19 条 乙は、委託業務の実施計画及び進捗状況について定期的に甲に報告しなければならない。

2 乙は、事故等の発生により委託業務の遂行に支障が生じたとき又は生じる恐れがあるときは、直ちに書面をもって甲に通知し、その指示を受けなければならない。

3 甲は、乙の委託業務の実施状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務に関して乙に適正な履行を求めることができる。

- 4 乙は、特別な理由がない限り、前項の調査又は報告に応じることとし、この契約の終了後も、この契約が終了する日（以下「契約終了日」という。）の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。

（検査及び引渡し）

- 第20条 乙は、別添仕様書に定める成果物を甲に提出しなければならない。又、各年度末に当該年度分の業務完了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、最終年度については、業務完了月の月末に当該年度分の業務完了報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による業務完了報告書の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に、各年度の本件業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に連絡しなければならない。
- 3 乙は、本件業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を本件業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。
- 4 成果物の引渡しは、第2項（第3項において準用する場合を含む。）の甲が合格の連絡を発した日をもって完了したものとする。

（委託料の支払）

- 第21条 乙は、前条第4項の成果物の引渡し完了したときは、委託料の支払を請求することができる。
- 2 甲は、請求書により前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

（危険負担）

- 第22条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（履行不能の場合の措置）

- 第23条 乙は、その責に帰することができない理由により、契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての代金の支払義務を免れるものとする。

（契約不適合責任）

- 第24条 甲は、委託業務又は成果物の、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をするこ

とができる。

- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。この場合において、委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する委託料の減額請求（以下「委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、乙が、その材料又は指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
- 5 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合の違約金）

- 第25条 乙の責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないときは、乙は、違約金を甲に支払わなければならない。
- 2 前項の違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、委託料につき年10.75パーセントの割合で計算した額とする。ただし、履行が可分の契約で委託料を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の委託料について計算した額とする。

（解除等）

- 第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
  - (2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (3) 正当な理由なく、第24条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (4) 乙又はその代理人その他の使用人が監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。
- 第26条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。
  - (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。
- 第26条の3 甲は、第26条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。
- 3 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- 4 前項の場合において、第9条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 5 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 6 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既済部分の代価を支払うものとする。
- 7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第27条 甲は、第29条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき、又は第14条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第28条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第29条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第30条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を

第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(適正な労働条件の確保)

第 31 条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(遅延利息)

第 32 条 乙は、第 25 条第 1 項又は第 26 条の 3 第 3 項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

(法令違反等の場合の公表)

第 33 条 甲は、乙が関係法令若しくは契約事項に違反するとき又は第 19 条第 3 項の規定による調査等に誠実に応じないときは、その旨及び乙の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）その他甲が必要と認める事項を公表することができる。

2 前項の公表は、当該事案が悪質又は重大である場合その他甲が必要と認める場合において実施するものとする。

3 前 2 項の規定は、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む 6 会計年度の間は、適用があるものとする。

(収支証拠書類の保存)

第 34 条 乙は、当該委託業務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む 6 会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

(賠償の予約)

第 35 条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、委託料の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 による刑が確定したとき。

(2) 刑法第 198 条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 61 条第 1 項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前 2 号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(管轄裁判所)

第 36 条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第 37 条 この契約書に定めのない事項については、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 7 年 月 日

甲 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号  
兵庫県  
兵庫県知事 齋 藤 元 彦

乙 住 所  
会 社 名  
代表者名

印

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

### (収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

### (秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

### (特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、甲の事務所内(兵庫県庁第3号館12階事務室)において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

### (事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

### (責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

### (再委託の禁止)

第11 乙は委託事務の一部を第三者(乙の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。)てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等(以下「再委託等に関する事項」という。)を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合(3次委託等)には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

## 「適正な労働条件の確保に関する特記事項」

### （基本的事項）

- 第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。
- (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く）
  - (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く）
- 2 乙は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

### （受注関係者に対する措置）

- 第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
- (1) 乙に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

### （特定労働者からの申出があった場合の措置）

- 第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。
- 2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。
- 7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5

の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

- 第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。
- 4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)

- 第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

- 第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）
- (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く）

(損害賠償)

- 第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

- 第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

## 別表（第 1 関係）

### 労働関係法令

- （1） 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- （2） 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- （3） 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- （4） 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- （5） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- （6） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- （7） 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- （8） 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- （9） 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- （10） 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- （11） 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- （12） 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）